

五郷小・中学校 学校運営協議会会則

(目的)

第1条

この会則は、熊野市学校運営協議会規則に基づき、五郷小・中学校運営協議会（通称コミュニティ・スクール 以下「協議会」）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨及び事業等)

第2条

- 1 協議会は、学校運営への参画等を進めるところにより、学校と保護者及び地域住民との双方向の信頼関係を深め、地域・家庭及び学校がその教育力を相互に高め、共に子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を根ざすものである。
- 2 前項の趣旨を達成するため、次の必要な事業を行う。
 - (1) 五郷小中の経営に対する理解・意見・助言
 - (2) 学校と地域をつなぐターミナル的な役割
 - (3) その他、五郷小中学校の教育の充実と振興
- 3 協議会は原則として年4回程度とするが、必要に応じて校長と協議の上、協議会を招集する。

(委員)

第3条

- 1 協議会の委員は、本会の趣旨に賛同し、熊野市教育委員会（以下「教育委員会」）から任命を受けた者とする。
- 2 委員は、五郷小・中の校長、旧小中学校評議委員等、保護者代表、関係行政機関の職員、その他校長が認めるもの数名をもって学校の実態に応じて構成する。

(任期)

第4条

- 1 委員の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし年度途中から委嘱を受けた委員の任期は、当該年度の3月31日までとする。委員の再任は妨げない。
- 2 第1項の規定に関わらず、設置校の指定が取り消されたときは、委員の任命が無くなったものとする。

(守秘義務等)

第5条

- 1 委員は職務上知り得た秘密は漏らしてはいけない。またその職を退いた後も同様とする。
- 2 前項のほか、委員は次に掲げる行為を行わない。
 - (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用したりその他、委員の職の信用を傷つけ、または委員の職全体の不名誉となるような行為

(退会等)

第6条

- 1 本人からの退会の申し出があったときは、協議会の委員を辞することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは委員を退会させることができる。
 - (1) 第5条の義務に反したとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他、退会に相当する事由が認められるとき。

(基本方針等の承認等)

第7条

協議会は次の事項について、校長から説明を受け、承認する。

- (1) 教育目標、教育課程及び経営方針

- (2) 学校の教育活動支援、地域貢献に関すること
- (3) その他校長が必要と認める事項

(学校評価)

第8条

協議会は、学校が推進する前項の事項について適切な時期と方法により学校評価を行う。

(運営等についての意見)

第9条

協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。なお教育委員会に意見を述べる場合は、あらかじめ校長と協議を行うものとする。

(運営への参画等)

第10条

協議会は、設置校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(役員選出)

第11条

- 1 協議会に会長及び副会長を各1名ずつ置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし校長その他の教職員及び関係行政機関の職員を会長又は副会長に選出することはできない。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 会長及び副会長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 6 協議会の事務を処理するために事務局を置く。事務局は五郷小中教頭もしくは、その他教職員が担当する。

(会議)

第12条

- 1 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議を招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があるときは校長から報告及び説明を求めることができる。
- 6 校長は、会議に出席し意見を述べることも、必要に応じて職員を出席させることができる。

(指導及び助言)

第13条

協議会は、必要に応じ教育委員会の指示、及び指導・助言を受ける。

附則

(委員の人数)

- ・委員は市の規定により校長を除き、10名以内とする。

(その他)

- ・この会則に定めるもののほか、必要な事項については、「熊野市学校運営協議会規則」に準ずる。

(施行期日)

- ・この規則は、平成30年4月1日から施行する。